

右の執照は存留在船通事林喬棟等に付し、此れに准ぜしむ
附搭の土夏布一百匹

崇禎十三年（一六四〇）二月初二日給す

執照

1-33-22

世子尚賢の、進貢のため正議大夫蔡錦等を遣わす執照

（一六四二、三、七）

琉球国中山王世子尚（賢）、進貢の事の為にす。

案照するに、崇禎七年（一六三四）十一月十九日、聖旨を奉ず

るに、三年兩次に朝貢せよ、とあり。此れを欽み、欽遵す。此の

為に、欽依内の事理を奉じ、遵守して奉行せよ、等の因あり。此

れを奉ず。査して案照するに、崇禎十五年（一六四二）は歲に循

い期に及びて、擬するに合に進貢すべし。此の為に特に正議大夫・

使者・都通事等の官の蔡錦等を遣わし、表・箋・咨文各一通を齎

捧せしむ。二船に分坐し、水梢を率領す。每船に均劑する上下の

員役は共に二百人の數に盈たず。庶務を愜勞して、馬一十四・海

螺殼三千個、例として進むる生硫黄二万斤等の方物を載運し、来

朝して進貢す。生硫黄二万斤は、行移の国に到れるを承准し、遵

依して法の如く煎煉すれば、進むる毎の熟黄の応に一万二千六百

斤に該るべく、額に充つるに拠り、今年分は二船に裝載するに拠

り、每船に熟黄六千三百斤・馬五匹・海螺殼一千五百個を分載し、
福建等处承宣布政使司に前赴して投遞し、起送して京に赴かしむ。
拠りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻
して便ならざるを恐る。理として合に給照して以て通行に便なら
しむべし。此の為に今、仁字第五十二号半印勘合執照を給し、通
事金正華等に付与し、収執して前去せしむ。如し經過の関津把隘
の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難
し稽遲して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者
なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 蔡錦 人伴一十二名

使者一員 翁鎮 人伴七名

都通事一員 蔡国材 人伴六名

存留在船使者二員 顧承達 明才度 人伴四名

存留在船通事一員 金正華 人伴五名

管船火長・直庫二名 紅有彩 韋慈

梢水五十七名

附搭の土夏布一百匹

右の執照は存留在船通事金正華等に付し、此れに准ぜしむ

崇禎十五年（一六四二）三月初七日給す

執照

注*管船火長・紅有彩の乗船は、崇禎十五年六月福建を發つて帰国の途中、行方不明となった。(二六三〇)(二六三二) 参照。

1-33-23

世子尚賢の、進貢のため存留在船都通事阮士元等を遣わす執照(一六四二、三、七)

琉球国中山王世子尚(賢)、進貢の事の為にす。

案照するに、崇禎七年(一六三四)十一月十九日、聖旨を奉ずるに、三年兩次に朝貢せよ、とあり。此れを欽み、欽遵す。此の為に、欽依内の事理を奉じ、遵守して奉行せよ、等の因あり。此れを奉ず。査して案照するに、崇禎十五年(一六四二)は、歳に循したがい期に及びて、擬するに合に進貢すべし。此の為に特に正議大夫・使者・都通事等の官の蔡錦等を遣わし、表・箋・咨文各一通を齎捧せしむ。二船に分坐し、水梢を率領す。每船に均幫する上下の員役は、共に二百人の數に盈みたず。庶務を愜勞し、馬一十四・海螺殼三千個、例として進むる生硫黄二万斤等の方物を載運して來朝し、進貢す。生硫黄二万斤は、行移の國に到れるを承准し、遵依して法の如く煎煉すれば、進むる每ごとの熟黄の応に一万二千六百斤に該あるべく、額に充つるに抛り、今年分は二船に裝載するに抛り、每船に六千三百斤・馬五匹・海螺殼一千五百個を分載する

こと數の如く、前來するに並びに欠少無し、等の因あり。差遣して方物を解運する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。合ま行に給照して以て通行に便ならしむべし。此の為に今、仁字第五十三号半印勘合執照を給し、通事蔡時春等に付し、收執して前去せしむ。如もし経過の関津把隘ところの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる毋れ。須らく執照に到るべき者なり。

計開

存留在船都通事一員 阮士元 人伴四名

存留在船使者二員 吳得榮 吉方盛 人伴四名

存留在船通事一員 蔡時春 人伴二名

管船火長・直庫二名 林春光 蘭鮑

梢水八十二名

附搭の土夏布一百匹

右の執照は存留在船通事蔡時春等に付し、此れに准ぜしむ

崇禎十五年(一六四二)三月初七日給す

執照